

【注目の判例】

近隣住居から葬儀場の様子が見えないようにするための目隠しを設置する措置を更に講ずべき義務や、葬儀場の営業についての不法行為責任がないとされた事例

(最高裁第三小法廷判決 平22・6・29 判タ1330-89) 太田 秀也

【事案・判決の概要】

1 本事案は、原告X（被上告人）が、葬儀場の営業を行っている被告Y（上告人）に対し、人格権等に基づき、葬儀場において目隠しのために設置されているフェンスを更に1.5m高くすることを求めるとともに、不法行為に基づき、慰謝料等の支払を求めたところ、葬儀場の営業が、社会生活上受忍すべき程度を超えてXの平穩に日常生活を送るという利益を侵害しているということとはできないとして、Xの請求が認められなかった事例である。

2 本事案の事実関係の概要は、次のとおりである。

- (1) Xは、平成6年、建物を新築して、以来そこに家族と共に居住している。Yは、幅員15.3mの市道を隔ててXの建物の東側に位置する土地に葬儀場を建築して、平成17年から本件葬儀場の営業を行っている。この地域は、第一種住居地域に指定されている。
- (2) Yは、葬儀場建物を建設するに当たり、6回にわたり、地元説明会を開催した。
Xを含む周辺住民により構成される自治会は、Yに対して葬儀場の営業についての要望事項を伝え、Yにおいて、その要望に

配慮し、①目隠しのためのフェンス（以下「本件フェンス」という。）の設置、②本件葬儀場の入口位置の変更、③防音、防臭のための二重玄関ドア等の設置などの措置を講じた。これを受けて、Xを含む3名を除き、葬儀場の営業に反対しない旨の条項を含む和解が成立した。

なお、本件葬儀場建物の建築や本件葬儀場の営業自体は、行政法規の規制に反するものではない。

- (3) 本件フェンスは、おおむね葬儀場の土地とその西側に隣接する市道との境界に沿って設置されており、高さは1.78mであり、コンクリート擁壁を含めると2.92mである。本件フェンスを更に1.5m高くするには、約221万円の費用を要する。

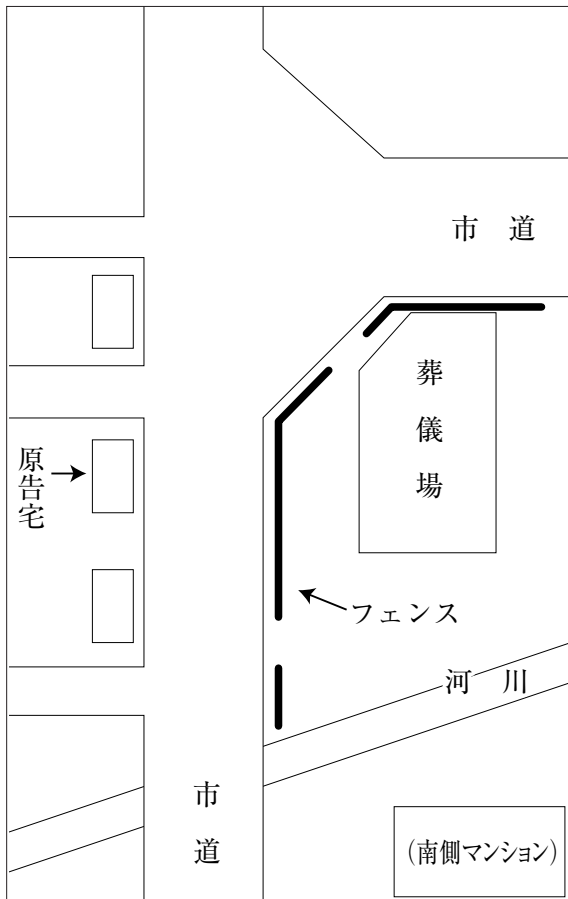
- (4) 本件葬儀場で通夜式又は告別式が執り行われる頻度は、1か月に20回程度である。

Xの建物の1階からは本件葬儀場の様子は見えないが、2階東側の各居室、階段ホール及びベランダからは、本件フェンス越しに、本件葬儀場に参列者が参集する様子のみならず、棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の際に棺が本件葬儀場建物から搬出されて玄関先に停車している霊きゅう車に積み込まれる様子が見える。

Xは、建物2階の北東居室を仕事部屋兼寝室として利用するなどしているが、本件

葬儀場の営業に強いストレスを感じ、本件葬儀場の様子が目に入らないようにするため、2階の各居室の窓及びカーテンを常時閉めている。

〔概略位置図〕（筆者作成）



3 原審（大阪高判平21.6.30判例集未登載）は、上記事実関係等の下において、Xが受けている被害は、少なくとも棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の様子がXの建物2階の各居室等から見える点において受忍すべき限度を超えたとし、①目隠し設置請求を、本件フェンスのうちXの建物に面する部分を更に1.2m高くすることを求める限度で認容し、②慰謝料等の支払請求を20万円の限度で認容すべきものとした（一審である京都地判平20.9.16裁判所ウェブサイトも同旨）。

4 これに対し、最高裁は、次のように述べ、原審判決を破棄し、Xの請求を棄却した。

(1) 本件葬儀場とXの建物との間には幅員15.3mの市道がある上、Xの建物において本件葬儀場の様子が見える場所は2階東側の各居室等に限られるというのである。しかも、本件葬儀場において告別式等が執り行われるのは1か月に20回程度で、Yは、棺の搬入や出棺に際し、霊きゅう車等を本件葬儀場建物の玄関先まで近付けて停車させているというのであって、棺の搬入や出棺が、速やかに、ごく短時間のうちに行われていることは明らかである。

そして、本件葬儀場建物の建築や本件葬儀場の営業自体は行政法規の規制に反するものではなく、Yは、本件葬儀場建物を建設することについて地元説明会を重ねた上、自治会からの要望事項に配慮して、目隠しのための本件フェンスの設置、入口位置の変更、防音、防臭対策等の措置を講じているというのである。

(2) これらの事情を総合考慮すると、Xが、建物2階の各居室等から、本件葬儀場に告別式等の参列者が参集する様子、棺が本件葬儀場建物に搬入又は搬出される様子が見えることにより、強いストレスを感じているとしても、これは専らXの主観的な不快感にとどまるというべきであり、本件葬儀場の営業が、社会生活上受忍すべき程度を超えてXの平穩に日常生活を送るという利益を侵害しているということはできない。

そうであれば、YがXに対してXの建物から本件葬儀場の様子が見えないようにするための目隠しを設置する措置を更に講ずべき義務を負うものでないことは、もとより明らかであるし、YがXに対して本件葬儀場の営業につき不法行為責任を負うこともないというべきである。

【解説】

1 葬儀場のような、いわゆる嫌悪施設については、①本件で争われたように当該施設の設置・運営について、設置・運営する者に対する差止請求等や損害賠償請求がなされる場合に加え、②近隣にそのような嫌悪施設があることについて、売主に瑕疵担保責任が請求される場合、③近隣にそのような嫌悪施設があることの説明をしていなかったことについて、売主や仲介業者に説明義務違反の責任が請求される場合がある。

①については、受忍限度論が判断の一般的基準として確立されていると考えられ、本判決もそれに沿って判断したものであるが、葬儀場の差止請求でなく、目隠し設置の義務が争われた点、位置関係（間に幅員15.3mの市道がある）、葬儀場の様子が見える範囲（住居の2階に限られる）、その頻度（1か月に20回程度）、時間（棺の搬入・出棺はごく短時間）等の事情を勘案している点が参考となる。

また、②や③については、騒音、日照等の被害があることにより争われるものの他に、「嫌悪感」「生活の平穏」などが争点とされる場合がある。

2 ①の例としては、広島地判昭55.7.31判時999号104頁（原告の居住地に隣接して被告が個人墓地を設置した場合に、当該設置行為が違法とは言えないこと等を理由に、原告の受ける被害は極めて軽微で受忍限度を超えていないとして、所有権・人格権・環境権に基づく妨害排除請求が棄却された事例）、東京高判平4.3.30東高民時報43巻1～12号36頁（市の都市計画として計画された火葬場の建設により予定地付近のリハビリテーション専門の病院に入通院する患

者の被る損害（死を恐れ忌み、火葬を畏怖する宗教的感情が侵害されて苦痛を受けることにより、身体的、心理的な悪影響を受けること）が受忍限度内のものとされた事例）などがある。なお、墓地経営許可処分の取消訴訟に関するものであるが、東京地判平22.4.16判時2079号25頁（墓地からおむね100mの範囲内に居住し又は住居を有する者の原告適格を認めたが、墓地の経営が周辺の衛生環境を悪化させ、周辺住民の健康・生活環境に著しい被害を及ぼすものではないこと等を理由に、許可処分は適法であるとして取消請求及び国家賠償請求が棄却された事例）がある。

3 ②、③の例としては、葬儀場等に関するものではないが、東京地判平14.2.22ウエストロー・ジャパン（WL）（マンションのリビングルーム開口部から至近距離（4.3メートル、バルコニー先端から3メートル）の位置に変圧器付き電柱があった事案で、変圧器付き電柱あるいは電柱は嫌悪施設に当たり、マンション居室の売買契約がマンションの建築前及び建築中に締結される場合には、売主及び販売代理人は、買主に対し、マンションの近くに電柱が存在すること、その内容、位置関係等について説明すべき信義則上の義務があるとされ、損害賠償（減価要因30万円）と慰謝料（50万円）が認められた事例）、東京地判平19.4.25WL（マンションを購入した原告らが、隣接するビルに入居している会社の喫煙室がベランダ向かいにあり、そこに出入りする従業員の視線が気になり住居の平穏が得られないとして、販売代理人に本件喫煙室の存在についての説明義務違反、売主に本件居室の隠れたる瑕疵に基づいて慰謝料としての損害賠償を請求した事

案において、本件喫煙室は本件居室から約28m離れたところに位置してこと等を理由に、いずれの請求も棄却された事例)がある。なお、売主業者が葬儀場の建設を知らなかったとして説明義務違反等がないとされた事例として東京地判平61.6.4 WLがある。

- 4 このように、葬儀場等の嫌悪施設については、適法に建設された場合は、その施設に対する建設・運営の差止や損害賠償が認められることは少なく、本判決のように葬儀場の差止請求でなく、目隠し設置の義務も認められない判断が示されたことから、それらの施設について気になるような購入者にとっては、立地が認められないような第一種低層住居専用地域等を選択するなどの注意が必要である(ただし立地規制の都市計画等は将来変更になる可能性があることも留意が必要である)。また、仲介にあっても、購入者のそのような意向が示された場合や明白な場合は、そのような嫌悪施設についての立地規制のある地域における物件購入を助言するとともに、仮に立地規制がない地域(本件のような第一種住居地域など)において物件購入の意向がある場合は、近隣の嫌悪施設の存否(看板告知などで建設予定がわかる場合も含む)について調査し、その結果を伝えることはもちろん、将来においてそのような嫌悪施設が設置される可能性があることを説明するなど、購入者における適正な選択を可能とするような情報提供について留意して仲介を行うことが必要であると考えられる。

(総括主任研究員)

主文

- 1 原判決中上告人敗訴部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。
- 2 前項の部分に関する被上告人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理由

上告代理人田村貴哉、同倉橋忍、同加福雅和の上告受理申立て理由について

- 1 本件は、被上告人が、自宅と道路を隔てた土地において葬儀場の営業を行っている上告人に対し、上記営業により日常的な居住生活の場における宗教的感情の平穩に関する人格権ないし人格的利益を違法に侵害されているなどと主張して、①上記人格権ないし人格的利益に基づき、又は民法235条を類推適用して、上記葬儀場において目隠しのために設置されているフェンスを更に1.5m高くすることを求める(以下、これらの請求を併せて「本件目隠し設置請求」という。)とともに、②不法行為に基づき、慰謝料及び弁護士費用相当額の支払を求めらるる事案である。
- 2 原審の適法に確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。
 - (1) 当事者
 - ア 被上告人は、平成6年、第1審判決別紙物件目録記載2の建物(以下「被上告人建物」という。)を新築してその共有持分権を取得し、以来そこに家族と共に居住している。
 - イ 上告人は、葬祭請負業を目的とする株式会社である。上告人は、平成16年4月30日、幅員15.3mの市道(以下「本件市道」という。)を隔てて被上告人建物の東側に位置する上記目録記載1(1)の土地(以下「上告人土地」という。)を購入し、平成17年9

月2日、上告人土地上に同目録記載1(2)の建物(以下「本件葬儀場建物」という。)を建築して、同年10月からそこで葬儀場(以下「本件葬儀場」という。)の営業を行っている。

(2) 上告人が本件葬儀場の営業を始めるまでの経緯等

ア 被上告人建物の敷地及び上告人土地が所在する地域は、いずれも第一種住居地域(都市計画法9条5項)に指定されている。上告人が上告人土地を購入した当時、上告人土地は畑であり、その西側や南側には被上告人建物を含めて一戸建住宅が建ち並んでいた。

イ 上告人は、平成16年8月から同年11月までの間、6回にわたり、上告人土地に本件葬儀場建物を建設することについて地元説明会を開催した。

被上告人を含む周辺住民により構成される自治会(以下「本件自治会」という。)は、葬儀場建設に反対する旨の要望書を宇治市長に提出するとともに、上告人に対して葬儀場の営業についての要望事項を伝えるなどしたが、上告人において、上記要望事項に配慮し、①目隠しのためのフェンス(以下「本件フェンス」という。)の設置、②本件葬儀場の入口位置の変更、③防音、防臭のための二重玄関ドア等の設置などの措置を講じたのを受けて、平成17年12月、被上告人を含む3名を除き、本件葬儀場の営業に反対しない旨の条項を含む和解協定を、上告人との間で締結した。

ウ 本件葬儀場建物の建築や本件葬儀場の営業自体は、行政法規の規制に反するものではない。

(3) 本件フェンスの現況等

本件フェンスは、おおむね上告人土地とその西側に隣接する本件市道との境界に沿っ

て設置されている。本件フェンスの高さは1.78mであり、上告人土地と本件市道との境界部分に設置されたコンクリート擁壁を含めると2.92mである。

本件フェンスを更に1.5m高くするには、約221万円の費用を要する。

(4) 本件葬儀場の営業と被上告人の生活状況

ア 本件葬儀場で通夜式又は告別式が執り行われる頻度は、1か月に20回程度であり、上告人は、遺体搬送車及び霊きゅう車を本件葬儀場建物の玄関先まで近付けて停車させて棺の搬入や出棺を行っている。

イ 本件フェンス及び上記コンクリート擁壁が設置されているため、被上告人建物の1階からは本件葬儀場の様子は見えないが、2階東側の各居室、階段ホール及びベランダからは、本件フェンス越しに、本件葬儀場に参列者が参集する様子のみならず、棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の際に棺が本件葬儀場建物から搬出されて玄関先に停車している霊きゅう車に積み込まれる様子が見える。

ウ 被上告人は、被上告人建物2階の北東居室を仕事部屋兼寝室として利用するなどしているが、本件葬儀場の営業に強いストレスを感じ、本件葬儀場の様子が目に入らないようにするため、2階の各居室の窓及びカーテンを常時閉めている。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断して、①人格権ないし人格的利益に基づく本件目隠し設置請求を、本件フェンスのうち被上告人建物に面する部分を更に1.2m高くすることを求める限度で認容し、②慰謝料等の支払請求を20万円の限度で認容すべきものとした。

(1) 被上告人が受けている被害は、少なくとも棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の様子が被上告人建物2階の各居室等

から見える点において、受忍すべき限度を超える。

- (2) したがって、被上告人は、上告人に対し、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されずに日常生活を送る利益、いわば平穏な生活を送る利益としての人格権ないし人格的利益に基づく妨害排除請求として、本件フェンスを高くする方法で、棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の様子が被上告人建物2階の各居室等から見えないようにするために必要な限度で目隠しの設置を請求することができ、また、上告人が上記目隠しの設置をしなかったことについて、不法行為に基づく損害賠償を請求することができる。

- 4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

- (1) 前記事実関係等によれば、本件葬儀場と被上告人建物との間には幅員15.3mの本件市道がある上、被上告人建物において本件葬儀場の様子が見える場所は2階東側の各居室等に限られるというのである。しかも、前記事実関係等によれば、本件葬儀場において告別式等が執り行われるのは1か月に20回程度で、上告人は、棺の搬入や出棺に際し、霊きゅう車等を本件葬儀場建物の玄関先まで近付けて停車させているというのであって、棺の搬入や出棺が、速やかに、ごく短時間のうちに行われていることは明らかである。

そして、本件葬儀場建物の建築や本件葬儀場の営業自体は行政法規の規制に反するものではなく、上告人は、本件葬儀場建物を建設することについて地元説明会を重ねた上、本件自治会からの要望事項に配慮して、目隠しのための本件フェンスの設置、入口位置の変更、防音、防臭対策等の措置

を講じているというのである。

- (2) これらの事情を総合考慮すると、被上告人が、被上告人建物2階の各居室等から、本件葬儀場に告別式等の参列者が参集する様子、棺が本件葬儀場建物に搬入又は搬出される様子が見えることにより、強いストレスを感じているとしても、これは専ら被上告人の主観的な不快感にとどまるというべきであり、本件葬儀場の営業が、社会生活上受忍すべき程度を超えて被上告人の平穏に日常生活を送るという利益を侵害しているということとはできない。

そうであれば、上告人が被上告人に対して被上告人建物から本件葬儀場の様子が見えないようにするための目隠しを設置する措置を更に講ずべき義務を負うものでないことは、もとより明らかであるし、上告人が被上告人に対して本件葬儀場の営業につき不法行為責任を負うこともないというべきである。

- 5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。

そして、本件目隠し設置請求のうち人格権ないし人格的利益に基づく請求と選択的にされた民法235条の類推適用による請求については、これを棄却すべきものとした原審の判断を正当として是認することができる。

以上説示したところによれば、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れず、上記部分に関する被上告人の請求は理由がないから、同部分につき第1審判決を取り消し、同部分に関する請求を棄却すべきである。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 堀籠幸男 裁判官 那須弘平 裁判官 田原睦夫 裁判官 近藤崇晴)